

新 (H30.4.1)	旧 (H28.4.1)
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規約は、この規約で定めるところによりETCマイレージサービスを利用しようとする方(以下「マイレージ登録申込者」といいます。)及びマイレージ登録申込者からの登録の申込みに基づき、五会社がETCマイレージサービスの利用に関する登録(以下「マイレージ登録」といいます。)を完了した方(以下「マイレージ登録者」といいます。)並びにマイレージ登録申込者が登録申込しようとするカード又はマイレージ登録されたカードの発行を行ったクレジットカード会社(以下「発行クレジットカード会社」といいます。)に対して適用されます。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 パスワード マイレージ登録完了時にマイレージ登録者に発行される番号(ただし、当該マイレージ登録者が第8条第3項に基づき変更した場合又は五会社が第8条第6項に基づき変更した場合は、変更後の番号)をいいます。</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>十二 本人確認 五会社がこの規約で定める手続を行う際に、届出事項を使用して本人であるか確認することをいいます。ただし、インターネットによる手続の場合は、マイレージIDとパスワードを使用して確認をします。</p> <p>(インターネットによる登録申込み)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第2項削除</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 <u>ETCマイレージサービス</u>は、この規約で定めるところによりETCマイレージサービスを利用しようとする方(以下「マイレージ登録申込者」といいます。)からの登録の申込みに基づき、五会社がETCマイレージサービスの利用に関する登録(以下「マイレージ登録」といいます。)を完了したマイレージ登録申込者(以下「マイレージ登録者」といいます。)に対して適用されます。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 パスワード マイレージ登録完了時にマイレージ登録者に発行される番号(ただし、当該マイレージ登録者が第8条第3項に基づき変更した場合または五会社が第8条第6項に基づき変更した場合は、変更後の番号)で、この規約で定める手続において本人確認のために使用する番号をいいます。</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(インターネットによる登録申込み)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 発行カード会社等が前項と異なる申込方法を指定している場合は、当該方法による</p>

新(H30.4.1)	旧(H28.4.1)
<p>(郵送による登録申込み)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第3項削除</u></p> <p><u>3 (略)項番繰り上げ</u></p> <p>(マイレージ登録の通知等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 マイレージ登録者は、マイレージID及びパスワードを<u>万が一</u>忘失した場合は、インターネット、電話又は書面により五会社に照会してください。</p> <p>5・6 (略)</p> <p><u>7 マイレージ登録者は、マイレージID及びパスワード並びに届出事項を第三者に悪用されることのないよう十分な注意をもって管理するものとします。</u></p> <p>(ポイントの照会等)</p> <p>第15条 マイレージ登録者は、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話によりマイレージ管理口座に計上されたポイント又は還元額を五会社に照会することができます。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>ことができます。</u></p> <p>(郵送による登録申込み)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 発行カード会社等が第1項と異なる申込方法を指定している場合は、当該方法によることができます。</u></p> <p>4 登録の可否を問わず、五会社は申込書を返却しません。</p> <p>(マイレージ登録の通知等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 マイレージ登録者は、マイレージID及びパスワードを忘失した場合は、インターネット、電話又は書面により五会社に照会してください。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(ポイントの照会等)</p> <p>第15条 マイレージ登録者は、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話によりマイレージ管理口座に計上されたポイントの<u>累計数</u>又は還元額を五会社に照会することができます。</p> <p>2 (略)</p>

新(H30.4.1)	旧(H28.4.1)
<p>(利用停止)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 <u>マイレージ登録者は、紛失や盗難等により第三者に登録カードを不正に使用された場合又はそのおそれがある場合には、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話により、ETCマイレージサービスの利用の停止を五会社に申し出ることができます。この場合、五会社は、申出を受け付けた時からETCマイレージサービスの利用を停止します。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>マイレージ登録者は、第2項の規定により停止されているETCマイレージサービスの利用を再開する場合は、書面で五会社に申し出てください。この場合、五会社は、申出を受け付けた時からETCマイレージサービスの利用を再開します。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(登録カードの変更)</p> <p>第17条 <u>マイレージ登録者は、登録カードを変更する場合には、インターネット又は所定の書面で五会社に申し出てください。この場合、五会社は、所定の手続に従って登録カードを変更します。ただし、既に登録カードとなっているETCカードへの変更はできません。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>登録カードの変更は、五会社の手続が完了した時から有効とします。</u></p> <p>4 <u>五会社は、前項の手続完了前にマイレージ登録者が被った損害について、一切責任を負いません。</u></p> <p>(発行クレジットカード会社による手続き)</p>	<p>(利用停止)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 <u>マイレージ登録者は、紛失や盗難等により第三者に登録カードを不正に使用されるおそれがある場合には、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話により、ETCマイレージサービスの利用の停止を五会社に申し出ることができます。この場合、五会社は、<u>本人確認の上</u>、申出を受け付けた時からETCマイレージサービスの利用を停止します。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>マイレージ登録者は、第2項の規定により停止されているETCマイレージサービスの利用を再開する場合は、書面で五会社に申し出てください。この場合、五会社は、<u>本人確認の上</u>、申出を受け付けた時からETCマイレージサービスの利用を再開します。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(登録カードの変更)</p> <p>第17条 <u>マイレージ登録者は、登録カードを変更する場合には、インターネット又は書面で五会社に申し出てください。この場合、五会社は、所定の手続に従って登録カードを変更します。ただし、既に登録カードとなっているETCカードへの変更はできません。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新(H30.4.1)	旧(H28.4.1)
<p>第22条 発行クレジットカード会社は、マイレージ登録申込者又はマイレージ登録者からの同意を得て、第5条、第6条、第12条第1項、第17条第1項、第21条第1項に定める手続きを、五会社に対して申し込むことができます。</p> <p>2 前項による手続きの申し込みがあった場合は、マイレージ登録申込者本人又はマイレージ登録者本人からの申し込みがあったものとみなします。</p> <p>3 第1項の申し込みは、五会社が認めた所定の手続きにより申し込むことができます。</p> <p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(ETCマイレージサービスに係る通信費用等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(販売促進用資料等の送付)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 五会社の責に帰することができない登録事項の誤りにより、ETCマイレージサービスの利用が遅延し又は不能となったとき</p>	<p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(ETCマイレージサービスに係る通信費用等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(販売促進用資料等の送付)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 五会社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、ETCマイレージサービスの利用が遅延し又は不能となったとき</p>

新(H30.4.1)	旧(H28.4.1)
<p>四（略）</p> <p>五 五会社の責に帰することができない郵送上の事故又は通信上の盗聴、妨害若しくは事故により、マイレージ登録申込者又はマイレージ登録者の個人情報が漏えいし又は窃取されたとき</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（規約の変更）</p> <p><u>第28条</u>（略）</p> <p>（ETCマイレージサービスの終了）</p> <p><u>第29条</u>（略）</p> <p>（運営者の変更）</p> <p><u>第30条</u>（略）</p> <p>（取扱窓口）</p> <p><u>第31条</u>（略）</p> <p>（準拠法）</p> <p><u>第32条</u>（略）</p> <p>（合意管轄裁判所）</p>	<p>四（略）</p> <p>五 五会社の責めに帰することができない郵送上の事故又は通信上の盗聴、妨害若しくは事故により、マイレージ登録申込者又はマイレージ登録者の個人情報が漏えいし又は窃取されたとき</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（規約の変更）</p> <p><u>第27条</u>（略）</p> <p>（ETCマイレージサービスの終了）</p> <p><u>第28条</u>（略）</p> <p>（運営者の変更）</p> <p><u>第29条</u>（略）</p> <p>（取扱窓口）</p> <p><u>第30条</u>（略）</p> <p>（準拠法）</p> <p><u>第31条</u>（略）</p> <p>（合意管轄裁判所）</p>

新(H30.4.1)	旧(H28.4.1)
<p><u>第33条</u>（略）</p> <p>（本人確認）</p> <p><u>第34条</u> 五会社は、この規約に定める手続を行う際に本人確認を行います。</p> <p><u>2</u> 前項に従って本人確認を行った場合、本人による申込みがあったものとみなします。</p> <p>（その他）</p> <p><u>第35条</u>（略）</p> <p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この規約は、<u>平成30年4月1日</u>から実施します。</p>	<p><u>第32条</u>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（その他）</p> <p><u>第33条</u>（略）</p> <p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この規約は、<u>平成28年4月1日</u>から実施します</p>